

令和5年玄海町議会定例会6月会議会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月5日（木曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月20日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和5年6月20日午前10時42分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	8 番	池 田 道 夫 君		7 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企 画 商 工 課 長	鈴 木 博 之 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福 祉 ・ 介 護 課 長	中 山 ふ み 君	
	こども・ほけん課長	山 口 善 正 君		農 林 水 産 課 長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	山 口 三 成 君		生 活 環 境 課 長	中 村 大 造 君	
職務のために議 場に参加した者 の氏名	議 会 事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 書 記	渡 辺 健 太	

令和5年玄海町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和5年6月20日 午前10時開議

- 日程1 議案第37号 玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第38号 玄海町体育施設条例の制定について
- 議案第39号 玄海町町民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第2号）
- 日程2 議案第41号 玄海町下水道条例及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程3 議案第43号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約について
- 日程4 議案第44号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第3号）
- 日程5 議会広報特別委員会委員の定数及び委員の選任について

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会6月会議に、追加議案として別紙のとおり議案第43号から議案第44号までの契約1件、補正予算1件、以上議案2件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によっ

て御了承方お願いいたします。

日程 1 議案第37号 玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の
制定について

議案第38号 玄海町体育施設条例の制定について

議案第39号 玄海町町民会館条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第40号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第42号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第37号 玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定につい
てから議案第40号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案
第42号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第2号）の以上5件を一括議題といたしま
す。

本件につきましては、6月12日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたの
で、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、井上正旦君。

○予算特別委員長（井上正旦君）

おはようございます。御報告いたします。

6月12日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第37号 玄海
町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定についてから議案第40号 玄海町介
護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第42号 令和5年度玄海町一
般会計補正予算（第2号）の以上5件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって
可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号 玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定についてから議案第40号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第42号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第2号）の以上5件については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第41号 玄海町下水道条例及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第41号 玄海町下水道条例及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、6月12日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、井上正旦君。

○予算特別委員長（井上正旦君）

6月12日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第41号 玄海町下水道条例及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、慎重審議を行った後、宮崎議員及び小山議員から原案に対する修正案が提出されました。

提案の理由は、原案での規定では改正前の旧料金より改正後の緩和措置を適用した料金のほうが安くなる場合が想定されるためであります。

修正案の主な内容は、原案中、附則第3項において、旧下水道等使用料という略称規定を設け、新たに追加した附則第5項において、旧下水道等使用料と緩和措置後の料金を比較して高いほうの額を採用する。なお、同項ただし書において緩和措置前の額が旧下水道使用料を下回る場合においては、緩和措置前の新下水道使用料の額とするものであります。

委員会では、まず修正案について採決を行った結果、全員一致をもって可決されました。次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、委員会の修正案のとおり可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第43号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第43号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第43号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約につきまして提案理由を御説明いたします。

令和5年6月12日、指名競争入札に付した仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的としましては、令和5年度電源立地地域対策交付金基金事業仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事でございます。

2、契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

3、契約金額は1億5,070万円でございます。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長八島徳男氏でございます。

5、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和6年2月29日までとしております。

6、支出科目は、一般会計、6款農林水産業費、3項水産業費でございます。

また、この工事の入札参加者につきましては、次のとおり計4者の入札参加がありました。会社名としましては、1、株式会社岸本組玄海支店、2、笠原建設株式会社、3、日本建設技術株式会社、4、唐津土建工業株式会社の4者でございます。

今回の落札額は、税抜きで1億3,700万円でございます。なお、予定価格に対する落札率は97.59%でございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

質疑の内容につきましては、担当課長が御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

老朽化した海岸保全の工事をするということで、事業そのものには全く問題はないわけで

すが、この財源について、財源は電源立地地域対策交付金を充てて計画的に事業はされていると思いますが、2011年の東北大震災以来、国土強靱化対策ということで国も津波対策やこの海岸保全工事等には相当の予算を割いていると思います。そういう面からも、この事業費を補助事業としてほかの面も考えられたことはなかったのか。

電源立地地域対策交付金を計画的に使うということは結構ですが、玄海町はこれから将来も大きな事業があると思います。そちらのほうに充てるという考え方を持って、こういう事業はなるべく、国、県に補助事業があるはずですので、その辺も十分模索されて財源を確保してほしいということをお願いしておきます。

○議長（上田利治君）

答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

まず、工事の内容を、概略を説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

鶴田農林水産課長。

○農林水産課長（鶴田豊明君）

おはようございます。

工事の概要でございますけども、資料No.の1を御覧ください。

この4号護岸の工事につきましては、前期工事と後期工事に分け、計画をいたしております。

前期分の工事でございますけども、令和2年度に実施をしておりますけど、S Pの12からS Pの19まで、この8スパン分、延長79.9メートルの区間で、鋼材部の鋼矢板、あと鋼管ぐいに絞った補修を行っております。今回行います後期分の工事に関しましては、残りのS P10とS Pの11の2スパン分、延長20メートルの区間で、前期と同様に鋼材部の鋼矢板と鋼管ぐいの補修を実施することとしております。工法につきましては、令和2年度の工事と同様でございます。コンクリート被覆工とペトロラタム被覆工を行うことといたしております。

今回、新たな工事としましては、S Pの11からS Pの19までの区間になりますけども、この9スパン分、延長でいいますと89.9メートルの区間のコンクリート部でございますが、コ

ンクリート部の床版とはりを補修するようにはしてございまして、最終的に電気防食工事を施すようにはしてございます。それがどの部分かといいますと、下の方の写真3、SP14付近（背面）を見ていただくと分かりますが、鋼管ぐいの上にあるのがはりでございます。その上が床板というふうになってございます。

この床板補修ですけれども、線状流電陽極方式というのを採用してございまして、長さ1メートルの亜鉛製の陽極材を床板の下面に一定間隔空けてねじで固定するような工法になっております。この床板1スパン当たり約80本が必要となっております、合計約700本程度を設置するようにはしてございます。耐用年数は30年となっております。

また、はり補修でございますけれども、こちらは亜鉛シート方式と言いまして、はりの形に合わせて各面を亜鉛シートで覆うような形になっております。その上にカバーをかぶせて、アンカーで固定するという方法でございます。こちらのほうの耐用年数は20年となっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

今、工事の概要を説明をいただきましたけれども、矢板護岸、令和2年度に施工した分の残り約20メートルを同じ工法で施工するということですね。それと、新たに上の桁、床板ですね、その下に電気防食工を施工するということですが、大きく分けると2つの工種になりますけれども、請負額は1億5,000万円、そのうちの2つの工種に分けた場合、どちらがどれぐらい、何割ぐらいの工事費になるのか、それは分かりますか。

○議長（上田利治君）

鶴田農林水産課長。

○農林水産課長（鶴田豊明君）

すみません。2つの工事というのは、電気防食と被覆……（6番宮崎吉輝君「電気防食とペトロラタム」と呼ぶ）

お答えいたします。

被覆防食のほうでございますけれども、3,300万円ほどになってございます。あと電気防食のほうでございますが、電気防食工と仮設工を合わせてありますので、そちらのほうを合わ

せまして1億227万円となっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

私はどうしてもこういう技術的なことに目が行くもんですから、ちょっと細々と聞くように申し訳ないんですけども、今は工種ごとに矢板護岸の被覆分が約3,300万円ぐらい、残りの1億円幾らは電気防食工ということですね。電気防食工事のほうがかなりの金額になってきてます。

前回の工事をするときも私は質問したんですけども、通常、矢板護岸とかについては電気防食をするのが一般的ということで、ここの現場についてはされてなかった。それで腐食が進行して、今回ペトロラタム工法ということで補修をされるんですよ。今回新たに桁分の、桁というか床板分の電気防食が1億円ぐらい上がってましたので、ちょっとびっくりしたんですけども。

これはもうこれで発注されておりますし、その設計あるいはコンサルを入れての設計の過程においては十分担当課と協議をされた上でこの工法の決定をなされたんだろうというふうに思いますけれども、なかなかこういう特殊技術についてはどこの自治体でもそうですけれども、技術力が不足しているということが言われてきてます。ですから、ある程度コンサル頼りというような格好になって、コンサルが言う提案をそのまま採用するというようなことが多々ありますので、公共事業というのは最少の費用で最大の効果を出すというのを常に考えていかなければならないと思いますので、今回この工事、特殊工事、このような工事についてはなかなか出会う機会もありませんので、役場の中の担当者のみならず、技術に関わる職員さんはこういう技術力の吸収とか習得に努力をしていただきたい。現場を見て勉強会をすとか、そういうことをぜひやっていただきたいと思いますし、それからこういった構造物の重要度とか利用状況等々考えた上で工法選定をしていかなければなりませんので、なるだけ安くというのを常に考えていただいて、的確な判断力ができるように今後とも努力をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第44号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第44号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第44号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を御説明いたします。

歳入歳出予算の総額について、今回の補正では歳入予算がなく、歳出予算の必要な財源は既存予算の財源調整で対応するため、現計予算額の106億2,130万4,000円から増減はございません。

歳出補正予算の内容について御説明いたします。

まず、今回の住宅管理費増額の財源とするため、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、財政調整基金積立金を830万円減額するものでございます。

次に、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費830万円の増額の理由といたしまして

は、定住促進事業において空き家リフォーム促進事業補助金の申請見込みが想定を上回ったため、計上するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、答弁につきまして、内容につきましては、担当課長が答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

830万円を財政調整基金から定住促進事業へ追加するということですが、当初予算で840万円のリフォーム事業をするというふうにありましたが、3月の定例会で提案していたのに、6月で早速これを増額する、しかも追加議案にまでして増額するということは、想定を上回ったと今町長の説明がありましたが、どれぐらいの申込件数があつて、どのような形で補助をするのか、御説明をお願いします。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

岩下議員の御質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクのリフォーム等促進事業の補助金について御説明をさせていただきます。

こちらの事業が、令和2年度から玄海町におきまして空き家バンク制度というものを創設いたしまして、玄海町内の空き家とか空き地を有効活用しまして、玄海町の移住・定住を促進するという制度でございます。それに伴いまして、さらに補助金制度を併せて創設いたしました。

内容といたしましては、利用者の方が取引、住宅の売買とか賃貸借をされる場合に不動産屋さんを、仲介を利用される場合の手数料の補助といたしまして、補助率が10分の10で5万円を限度とするのが1つ。

全体で5つございます。

2つ目が、家財処分等の補助ということで、空き家を賃貸なり売買されるときに、家財道

具が残っている場合がございますので、売買の前にその家財道具を処分するための費用の補助といたしまして、補助率は10分の10、上限は10万円となっております。

3つ目ですが、所有者が行う空き家のリフォームの補助。これが空き家を貸す、主に貸す場合が多いかと思いますが、持ち主さんのほうが改修をして貸すという場合の費用の補助でございます。補助率が通常2分の1、町内業者を利用される場合は3分の2の補助率で、上限が100万円となっております。

4つ目でございますが、今度はその空き家の同じリフォームですが、借りる人、買う人が行うリフォームということで、こちらも補助率は同じで通常2分の1、町内業者の場合3分の2で、上限額は先ほどは100万円でしたが、こちらは200万円としております。

それともう一つございまして、空き家の解体補助です。これが空き家の持ち主さんの方がもう住めないような空き家を更地にして空き地の状態で売買なり賃貸されるために空き家を解体される場合と、あとは空き家の主に買われる方になることが多いございますが、古い空き家をそれごと買いまして、一旦解体をして新築をされるという場合の解体の費用に対する補助で、補助率が2分の1、補助額の上限が100万円となっております。

令和5年度の当初予算でございますが、そのうちある程度見込みを立ててございまして、仲介手数料を1件10万円、家財処分等を3件で30万円、所有者の改修を2件で200万円、利用者の改修を2件で400万円、空き家の解体につきまして2件で200万円、合計で840万円ということを見込んでございました。

それで、実際、令和5年度の実績でございますが、5月末までのところで既にその840万円を上回る申請等がございまして、6月1日にその予備費のほうを110万8,000円充用させていただきまして、5月末までの分の申請の対応をしております。その内訳といたしましては、まず空き家の解体が3件、利用者が行うリフォームがまた3件、不動産の仲介手数料が2件ございまして、そこで既に予備費も合わせまして950万8,000円の実際申請を受付させていただいておるところでございました。

その後6月に入りまして、さらに申請をしたいという御相談がございまして、既に仲介手数料のほうで1件、空き家の登録者改修のほうで5件、それと利用者の改修が1件ということで、すいませんもう一つ、空き家の解体のほうで1件100万円、合わせて4件で322万6,000円ほどの申請の相談が既にあっております。それに加えて、さらに申請があるだろうという見込みといたしまして、空き家の持ち主さんの改修事業のほうで100万円、利

用者さんの改修2件の400万円の、500万円のほうを合わせまして、今回830万円の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

当初の見込みを相当上回った、想定を上回ったということで、今課長の説明で、条例の中にこういう補助策がありますということを説明されましたが、私は勉強不足でその内容は今初めて聞くような内容ですけど、非常に手厚く空き家に対して補助策があるんだなということを今聞きましたが、特定空家というのもありますよね。特定空家で一応町民の要望を聞いて立ち会ったときは、なかなか採用がならなかった。かえってその補助金を使うよりは自分で解体したほうが、補助が難しくて、内容が難しくて、よその業者に頼んで解体をしたという例もあるんですよ。この場合は、空き家リフォームということは、解体じゃなくてリフォームして次の住宅として使える場合の補助事業じゃないんですか。空き家を解体して撤去することに対する補助事業もあるんですか。

空き家リフォーム促進事業補助金ということは、空き家を借りたい、町営住宅を借りたいけど町営住宅がもう満タンになっていて、普通の空き家をバンクで見つけてそれを借りる。その入るのにいろいろ補助事業で整備をしてやる。前の空き家の持ち主の人の家財の処分をするのまで補助もあるんですか。

先ほどの説明の中にありましたけど、手厚くやり過ぎなのか、それともそこを見て町民が。これも定住策の一環ですよ、町長。それで果たして定住する人が増えているのかどうか、その辺も併せてお聞きします。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

岩下議員の御質問でございますが、まず特定空家について少し御説明させていただきますと、特定空家のほうが、特定空家等対策の推進に関する特別措置法というものがございまして、こちらの法律の目的の概要ですけど、空き家が倒壊しそうになって周囲に危険を及ぼすというような状態の空き家について、危険である状態を取り除くために法律で対応をすると

いうものでございまして、町といたしましてはそういった案件がございました場合に、空き家対策協議会という組織がございまして、そちらの中で特定空家に該当するかどうかということ審議いたしまして特定空家に、危険な空き家、周囲に悪影響を及ぼしている空き家というものに特定されたときに特定空家として指定をいたします。それにつきましても、解体をしていただくようにまず持ち主さんに促しまして、そちらのほうでも補助制度を用意しております。これにつきましても、解体費用のうちの2分の1の上限100万円ということで補助はいたしております。

それと、空き家バンクの制度につきましても、目的といたしましては、町内に空き家等が増えているという状況をこのままにいたしておきましたら、先ほどの危険空き家等になったり、悪い影響が出たりするおそれもありますし、さらにそれを有効活用することによって移住・定住の促進にもつながるといふことの両方の目的から、まずバンクの制度をつくっております。さらに加えて補助金の制度もつくっております、移住・定住につながるよといふことで事業をいたしておるところでございまして、今年度の実績の中でいいますと、主に町内の方が利用されてる場合が9割方多いのかなといふところございまして、1件ほどは町外からこちらにいらっしゃって利用をされておるといふことですので、町外から来ていただくのが移住といふことございまして、町内から町内、例えば町営住宅から町内の一件家に移っていただくといふ方もございまして、玄海町に住み続けていただくといふ定住としての効果はあっているものかと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

今日資料を私は持ってきておりませんが、令和3年度から始めて、3年、4年で、先日見た中には20軒近くが定住とか移住で来られておりますので、約20軒以上だったと思っております。それだけの実績は今のところできておるところでございまして。そしてまた、5年度の予算が足らなくなったもので、今回予算の増加を要望しているところでございまして。よろしくお願ひします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

空き家をリフォームして生活ができるような状態にして貸出しをするということ、そのためには個人が単独でするのは資金があり過ぎるから、行政が補助をして住める家を提供しようというもくろみはいいんです。これで結局、何軒ぐらいの空き家があつて、どれぐらいの人が住むということが可能になるんですか。さっき言われたでしょうけど、何軒の家が今申込みをして、リフォームをするようになってるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

山口まちづくり課長。

○まちづくり課長（山口三成君）

すいません。令和2年度から空き家バンクの制度を創設いたしまして、現在までの登録の状況について御説明させていただきます。

まず、物件の登録といたしましては、町内でこれまで51件の空き家及び空き地の登録がございます。そのうち22件につきまして、空き家バンクの制度の中で制度を利用したいという人と空き家物件を登録したいという人のマッチングが22件成立しておりまして、そのうち町外の方が12件、町内が残りの10件という実績がございます。

補助制度につきましては、補助制度ですが、すいません、これが令和3年度からの実績の資料しか持ち合わせておりませんので、それを説明させていただきますが、令和3年度ですと、家財等処分が2件、空き家の登録者の改修が1件、利用者の改修が1件、解体が5件で計9件、合計716万2,000円の補助の実績があります。昨年度令和4年度の実績ですが、仲介手数料が1件、家財処分が3件、空き家の所有者の方の改修が1件、利用者の方の改修が5件で、空き家の解体が1件、合計9件で1,360万7,000円の実績があるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

この制度を利用することによって、有用な人材が玄海町に住み続ける、また町外から来て住むというような制度になることを期待しておきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議会広報特別委員会委員の定数及び委員の選任について

○議長（上田利治君）

日程5. 議会広報特別委員会委員の定数及び委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会については、議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深める議会だよりの編集及び発行をするため、令和4年9月15日に5人の委員で構成し、設置しておりますが、今回1人増員し、委員の定数を6人したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の定数は6人にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議会広報特別委員会の委員の選任については、現在5人の委員に加え、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番谷丸直司君を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した1番谷丸直司君を議会広報特別委員会

委員に選任することに決定いたしました。

以上をもって本定例会 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和 5 年玄海町議会定例会 6 月会議はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員